

再委託について

京都市交通局（以下「当局」といいます。）では、京都市公営企業管理者交通局長（以下「管理者」といいます。）が特別の理由があると認める場合を除き、当局が発注する案件について、当局と契約を締結した者（以下「受注者」といいます。）が、その履行を第三者に委託し（以下「再委託」といいます。）、又は、契約に関する権利を第三者に譲渡することを禁じています。（京都市交通局契約規程第44条）

したがって、受注者は再委託しようとする場合には、下記を参照のうえ、適切に手続きを経てください。

本件については、令和5年7月3日以降に再委託の承諾を申請する案件に適用します。
なお、再委託承諾申請書に受注者の押印は不要です。

記

1 再委託の承諾

受注者が再委託するには、当該契約の事業担当課（以下「所管課」といいます。）に、別に定める様式により再委託の承諾を申請し、事前に管理者の文書による承諾を得なければなりません。

また、申請に対して、所管課が「3 再委託を承諾しない場合」に該当しないことがわかる資料の提出を追加で求める場合があるほか、地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号による随意契約のうち「特定の一者しか履行できないもの」として締結した随意契約（以下「特命随契」といいます。）については、再委託する理由を併せて記載してください。

2 再委託することができる行為

再委託することができる行為は、役務の提供に限ります。

したがって、物件供給や賃貸借等において、当局に納入しようとする物品の仕入れ又は製造の請負における原材料の購入は承諾が必要な行為には該当しませんが、物件供給において購入した物品を本市へ配送する業務を第三者に委託することは、承諾が必要な行為に該当します。

なお、特命随契にあつては、再委託しようとする業務を当該契約から分割して別途発注することが難しいものであることが必要です。

3 再委託を承諾しない場合

再委託の承諾の申請があった場合において、次のいずれかに該当するときは、再委託を承諾しません。（したがって、承諾に当たって、次のいずれにも該当しないことがわかる資料の提出を求める場合があります。）

- (1) 受注者が、契約の履行を一括して再委託しようとするとき。（以下「一括再委託」といいます。）

【別紙1】「一括再委託の判断基準等」参照

【追加提出を求める資料の例】

- ・ 再委託の内容が当該契約の「主たる部分」ではないことがわかる資料

- (2) 受注者が、再委託の内容について再委託の相手方に履行する能力があることを証明できないとき。

【追加提出を求める資料の例】

- ・ 再委託先の再委託内容に係る実績がわかる資料（直近の契約書の写し等）

- (3) 再委託によって、契約の履行について、不完全履行となり、内容が変更され、質が低下し、又は履行期限が遅延する等の支障が生じるおそれ大きいとき。

【追加提出を求める資料の例】

- ・ (2)において、再委託先に実績があるものの、経営難や火災等によって客観的に履行能力の低下が疑われる場合に、これを払拭する資料

- (4) 受注者が、仲介業者への委託その他の契約の履行に必要な再委託しようとするとき。

【追加提出を求める資料の例】

- ・ 当該契約（全体像）における再委託の内容（一部分）がわかる資料

- (5) 競争入札において互いに競争相手であった者に再委託しようとするとき。

【別紙2】「入札参加者同士における相互供給の禁止について」参照

- (6) その他契約の適正な履行に支障が生じるおそれ大きいとき。

4 一括再委託禁止の例外

次に掲げる場合は、例外的に一括再委託を認めます。

- (1) グループ企業同士の間で営業と役務提供を分業している場合

機械、電算機等の保守管理契約等で、製造メーカー等が、会社の各部門を営業のみを行う会社と役務サービスの提供のみを行う会社等に分社化したうえでグループ化し、グループ内で役務サービス提供会社の業務に関する入札及び契約その他の営業を営業会社が行うこととしているとき。（ただし、全ての業務を1者に再委託する場合は、再委託の相手方に対して直接指揮・監督する場合であっても認めません。）

- (2) 多岐にわたる業務を一括した発注に対し、1者単独で履行できる業者がほとんどいない場合

建物管理等の業務で、その内容が多岐にわたるため受注者は業務を分割し、その一部を自ら実施し、実施できない部分を他の者へ再委託しなければ履行することができないとき（ただし、全ての業務を分割して複数の業者に再委託し、その相手方に対し、受注者が直接、指揮・監督等を行うことも可能です。）は、業者側に問題が

あるとはいえないため。

- (3) 製造の請負や役務の提供を行う者が、京都市域における取扱代理店を定め、直接受注者にはならないこととしている場合

乗合自動車及び地下鉄道車両並びに車両設備等について、製造の請負による専門的な物品の供給や役務の提供（以下「専門物品供給等」といいます。）を行う者が、京都市域において一以上の契約の代理店を定め、当該代理店を介してのみ専門物品供給等を行うこととしているとき。

5 再々委託の承諾

承諾を得て再委託先となった者が更に第三者に委託（以下「再々委託」といいます。再々委託の承諾以降、その承諾を得た者が更に第三者に委託しようとする場合を含みます。）しようとするときにも、受注者が管理者の承諾を得る必要があります。再々委託の承諾にあつては、1から4までを準用します。

以上の取扱いは、再委託の条件として付し、これに違反したときは再委託の承諾を取り消します。

6 承諾を得ない再委託を行なった場合の措置

承諾を得ない再委託（再々委託を含みます。以下同じ。）を行なったことが発覚した場合（緊急その他やむを得ない事情により事前承諾なしに再委託する必要があると認められ、事後において承諾した場合を除きます。）、受注者に対して京都市交通局競争入札参加停止取扱要綱第11条の規定に基づく警告を行います。

この場合において、直前1年間に警告を受け又は参加停止を受けている場合、若しくは再委託に関連し当局に損害が発生し又は事務の遂行に支障が生じた場合は、警告にとどめず6月以下の競争入札参加停止処分を行います。

以上

一括再委託の判断基準等

1 定義

契約の履行の全部又は主たる部分を一括して他の者に履行させることを一括再委託といいます。

2 主たる部分の判断

主たる部分とは、次のいずれかに該当する場合をいいます。

(1) 契約金額による判断

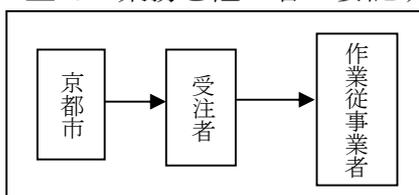
契約金額の概ね7割を超える額を再委託するとき。

(2) 履行内容による判断

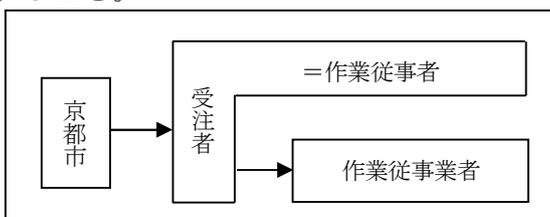
契約履行の主要な項目を再委託するとき。

3 一括再委託に該当するもの (凡例：→は契約、⇔は指揮・監督・検査等)

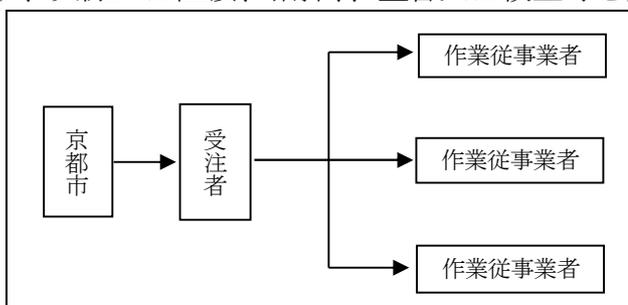
(1) 全ての業務を他の者へ委託するとき。



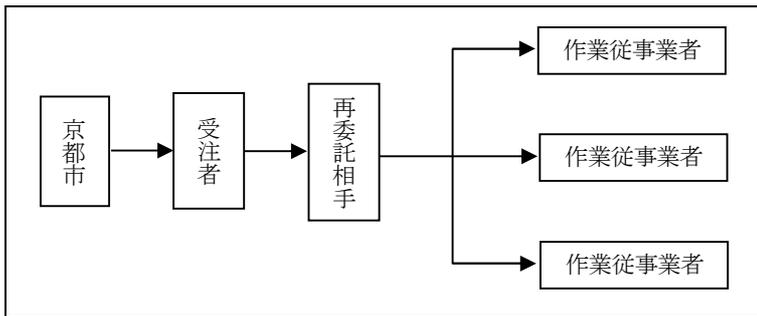
(2) 作業の一部は受注者が自ら実施するが、大部分又は主要な部分を第三者に再委託するとき。



(3) 作業を細分化して複数の業者に再委託し、受注者自らは契約の履行場所に常駐せず、実際には直接、指揮、監督又は検査等を実施していないとき。

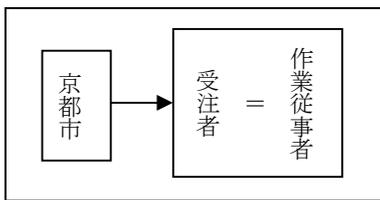


- (4) 再委託の相手方が更に実際の作業に当たる業者に再々委託するとき。

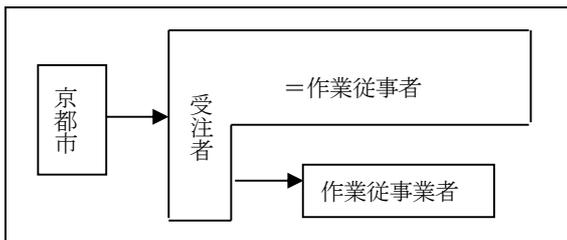


4 一括再委託に該当しないもの

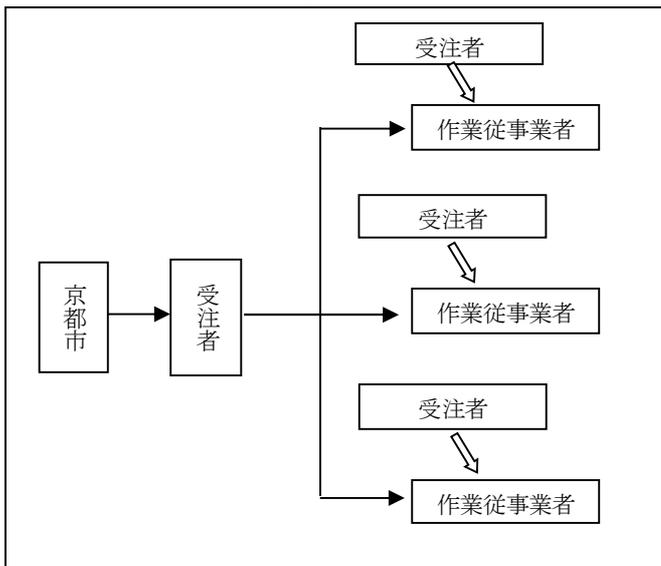
- (1) 受注者が直接作業を実施するとき。



- (2) 一部を再委託するが、履行の大部分又は主要な部分については受注者が自ら作業を実施するとき。



- (3) 作業を細分化して複数の業者に再委託するが、再委託の相手方それぞれが作業を実施するに当たり、受注者が自らも履行場所に常駐するなどして指揮、監督又は検査等を行い、作業に直接関与するとき。



- (4) 契約の履行に不可欠な技術情報等を唯一所有する受注者が、契約の履行のために第三者に必要な技術情報を提供する一方、自らは履行しないとき。

(参考事例)

事例	判断理由又は基準	備考
清掃や製造の請負等において、受注者が作業(役務)のほとんどを特定の他の者に実施させようとするとき。	業務の全部又は主要な部分を他の者に実施させ、受注者が直接関与しないと当局が判断する場合、 <u>一括再委託に該当する</u> 。	
建物管理等において、受注者が作業を細分化して複数の他の者に実施させ、その業務実施を監理するとき。	受注者が監理により「直接」関与しているか否かについては、監理の業務内容等により判断します。 例1) 常時監理業務を実施せず、数日に1回程度巡回しているに過ぎないとき。 → <u>一括再委託に該当する</u> 。 例2) 監理業務自体を第三者に委託している。 → <u>一括再委託に該当する</u> 。 例3) 作業中は常に受注者の従業員等が作業現場で指揮、監督、検査等の業務を行っているとき。 → <u>一括再委託禁止の例外に該当する</u> 。	監理に当たる者については、必ずしも直接雇用である必要はなく、受注者と人材派遣業者との派遣契約に基づく派遣労働者であってもよい。
事務のアウトソーシング等の業務委託で、実際に業務に従事する者が、すべて派遣社員であるとき。	受注者に派遣された派遣社員に対する指揮・監督の権限は受注者が有しており、履行の義務が第三者に委託されたわけではないため、 <u>一括再委託に該当しない</u> 。	